

仮 訳

保険監督者国際機構

グローバルにシステム上重要な保険会社(G-S I I s)
に適用する基礎的資本要件

2014年10月23日

IAIS について

保険監督者国際機構（IAIS）は、約 140 か国の 200 を超える管轄区域からの保険監督者および規制者である任意の会員からなる組織である。IAIS の使命は、保険契約者の利益と保護のために、公正、安全かつ安定した保険市場を発展させかつ維持すべく、効果的でグローバルに整合的な保険業界の監督を促進すること、および、グローバルな金融安定に貢献することである。

IAIS は 1994 年に設立され、保険セクターの監督のための原則、基準および他の支援する資料の策定、ならびに、それらの施行を支援する責任を有する国際的な基準設定主体である。また、IAIS はメンバーに対して、保険監督および保険市場に関するメンバーの経験および見解を共有するための議論の場を提供する。メンバーの積極的な参加に加え、IAIS は、国際機関、専門家団体、保険会社および再保険会社、ならびにコンサルタントおよび他の専門家を代表するオブザーバーから提供される、IAIS の選択された活動への助言により利益を得ている。

IAIS は、他の国際的な金融政策立案者および監督者または規制者の協会と自身の取組みを調整しており、また、世界的な金融システムの形成を支援している。特に、IAIS は、金融安定理事会（FSB）のメンバーであり、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）および証券監督者国際機構（IOSCO）と共にジョイントフォーラムの創設メンバーかつ共同母体であり、国際会計基準審議会（IASB）の基準諮問会議のメンバーであり、ならびに、保険へのアクセスに関するイニシアティブ（A2ii）のパートナーである。また、その結集された専門知識が認められ、IAIS は、G20 のリーダーおよび他の国際的な基準設定主体から、保険の論点のみならずグローバルな金融セクターの規制および監督に関する論点について、定期的にインプットを求められている。

保険監督者国際機構
c/o 国際決済銀行
CH-4002 Basel
Switzerland
Tel: +41 61 225 7300
Fax: +41 61 280 9151
www.iaisweb.org

本出版物の著作権は、生命保険協会（以下、当会）が有しており、保険監督者国際機構（以下、IAIS）の公式な翻訳文書ではない。

無断転載禁止。出典表示を条件に、概要の引用について、複製または翻訳を許可する。なお、本仮訳を利用することにより発生するいかなる損害やトラブル等に関して、当会は一切の責任を負わないものとする。

原文は、IAIS のウェブサイト(www.iaisweb.org)上で入手可能である。

目次

- 1 概観
 - 1.1 目的
 - 2 概要
 - 2.1 背景および取組み
 - 2.2 BCR の設計
 - 2.2.1 BCR 比率
 - 2.2.2 BCR 必要資本に対するファクターベースのアプローチ
 - 2.2.3 資本リソース
 - 2.2.4 分散の取り扱い
 - 2.2.5 資産と負債のマッチング (ALM)
 - 2.3 較正水準
 - 2.4 次なるステップ
 - 3 BCR アプローチ
 - 3.1 BCR の適用
 - 3.2 必要資本
 - 3.3 保険
 - 3.4 非保険
 - 3.5 指標上 (indicative) の資本配分
 - 3.6 BCR 原則
 - 4 適格資本リソース
 - 4.1 BCR 比率
 - 4.2 G-SII の資本リソース
 - 5 市場調整型評価アプローチ (Market Adjusted Valuation Approach)
 - 5.1 評価原則
 - 6 G-SIIs に対する影響
 - 6.1 較正水準および資本リソース
 - 6.2 報告および適用可能性
 - 6.3 BCR の施行
 - 7 コミュニケーション計画および次のステップ
- Annex A – BCR 原則
- Annex B – 用語集
- Annex C – 保険負債および再保険回収可能額
- Annex D – 適格資本リソース
- Annex F – BCR の定式および導出方法
- Annex G – マッピング表：フィールドテストのデータ収集のための BCR カテゴリー

1 概観

1.1 目的

1. 本文書の目的は、グローバルにシステム上重要な保険会社（G-SIIs）に適用する国際基礎的資本要件（BCR）を説明することにある。BCR は、2015 年以降、G-SIIs からグループ全体の監督者に対して非公開で報告されるだろう。
2. BCR の開発は、グループ全体の国際資本要件を開発するという保険監督者国際機構（IAIS）のプロジェクトの第 1 段階である。第 2 段階は、G-SIIs に適用されるより高い損失吸収力（HLA）の要件の開発であり、2015 年末までに完了する予定である。HLA は、BCR に基づく予定であり、国際的な金融システムにおける G-SIIs のシステム上の重要性を反映する G-SIIs に適用する追加的な資本要件を取扱うものである。第 3 段階は、リスクベースのグループ全体の国際保険資本基準（ICS）の開発であり、2016 年末までに完了する予定で、また、国際的に活動する保険グループ（IAIGs）に対して 2017 年および 2018 年の改良および最終較正後の 2019 年から適用される予定である。ICS の開発は、BCR の作業によって形作られるだろう。
3. BCR は、HLA の比較可能な基礎であり、またそれらは共に G-SIIs にのみ適用されるであろう連結のグループ全体の資本要件を提供する。より長期的には、完成されれば、ICS は、HLA の基礎としての役割において BCR に取って代わるだろう。G-SIIs は G-SIIs に指定されていない場合よりも高い水準の規制資本を保つように、グループ全体の監督者から求められるべきことが、主要な原則である。
4. 最初の較正水準は、フィールドテストの任意参加者から集められた情報の分析の後、決定された。BCR と HLA の関連性のために、較正水準は HLA 要件次第で変更されるかもしれない。2019 年から、G-SIIs は BCR と HLA の合計以上の資本を維持することを求められることになる。
5. 2019 年以降、HLA は G-SIIs への適用が開始される—HLA は当初は BCR を基礎とするが、その後は ICS を基礎とすることになる。BCR から ICS への基礎の転換の正確な時期は、IAIS による ICS の採択の日、ならびに、ICS の施行に向けた必要な枠組みを管轄区域が開発・施行するために必要とされる時間によるだろう。予定される ICS の採択日は 2018 年 10 月である。HLA の較正は、ICS の採択後に改定される必要があるかもしれない。

6. 2013年12月16日および2014年7月9日に発表されたBCRに関する2つの市中協議文書に対する意見は、受理・考慮され、BCRの開発プロセスに包含された。¹

7. BCRの開発に向けてデータを収集するフィールドテスト活動は、2014年3月21日に開始した。広範な商品および市場地域をカバーする34の保険グループ（9社のG-SIIsすべてを含む）が任意で活動に参加した。収集されたデータは、最終的なBCRの設計、特定の要素および較正の水準を形作るために用いられた。

¹ BCRに関する市中協議文書に対して受理された意見は、
<http://www.iaisweb.org/Supervisory-Material/Financial-Stability-Macroprudential-Policy-Surveillance-988> で入手可能。

2 概要

2.1 背景および取組み

8. BCR は、HLA の基礎²であり、それらは共に G-SIIs のみに適用される連結のグループ全体の資本要件を形成するだろう。BCR は、提案された HLA 要件の適用に際した、比較可能な基準の役割を果たす。BCR は、(必要な場合には) 改良を目的として IAIS が参照するが、当初はグループ全体の監督者に対して機密扱いで報告されるだろう。
9. BCR の開発およびフィールドテストは、ICS の開発を形作るものである。最終的には、ICS が HLA の基礎となることが意図されており、その時点において BCR の役割が再評価される。
10. Annex A の原則に従い、BCR は G-SIIs の事業に影響する主要なリスク分類を反映し、また、オン・バランスおよびオフ・バランスのエクスポージャーを考慮する。
11. 重要な負債および資産リスクが BCR によって考慮される。長期負債および短期負債の区別は認識される。BCR の設計の焦点は、保障される偶発の事故に直接に関係するリスク、および G-SIIs にとっての他のリスク源に当てられる。ICS の開発にはより包括的なアプローチが採用されることが想定されている。資本要件は、G-SIIs の財務状況の全体的な監督上の評価における多数の要素の中の 1 つであり、保険負債の特性を反映して適切に調整された適格資本リソースの評価、ならびに、他の定性的および定量的な監督ツールと組み合わせられなければならないだろう。

2.2 BCR の設計

2.2.1 BCR 比率

12. 保険グループの BCR の状態は、その BCR 比率によって捕捉される：

$$\text{BCR 比率} = (\text{BCR のための}) \text{ 適格資本リソースの合計} / (\text{BCR のための}) \text{ 必要資本}$$

資本組成限度：BCR 比率において、適格な追加的資本は (BCR のための) 必要資本の 50% を超過することができない。³

2.2.2 BCR 必要資本に対するファクターベースのアプローチ

13. BCR 必要資本は、全ての活動について連結のグループ全体ベースで計算される。グループ内の全ての持株会社、保険法人、銀行法人およびあらゆる他のサービス会社は連

² 2013 年 7 月 18 日、IAIS および金融安定理事会 (FSB) は、以下の共同声明を行った：

「G-SIIs のための HLA 要件の土台として、IAIS は、第 1 段階として、非保険子会社を含む全てのグループ業務に適用するための簡明なバックストップ資本要件を開発し、2014 年末までに終了させる予定である。」

³ この限度は、HLA が開発され次第、再検討されるだろう。

結に含められるだろう。グループ内の個別の非金融事業体は、それらの事業体の／からのリスクがごくわずかならば、BCR の範囲から除外されうる。監督の範囲から除外された事業体は、その包含が定期的に再検討されるべきである。

14. BCR 必要資本は、3つの基本的な構成要素、すなわち、保険の構成要素（非伝統的活動を含む）、バーゼルⅢのレバレッジ比率が適用される銀行の構成要素、ならびに、現在のところ資本要件の規制を受けていない、その他の金融の非保険業務に関する活動の構成要素で構築されるだろう。⁴
15. BCR は、保険活動の主要な分類（すなわち、伝統的生命保険（TL）、伝統的損害保険（TNL）、非伝統的（NT）保険、資産（A）、および、非保険（NI））のうちの特定のセグメントに適用される 15 の要素を用いた、「ファクターベースの」アプローチを使って決定される。原則 1（Annex A を参照）に従い、主要なリスク分類が反映される。
16. 定式としては、BCR 必要資本は以下である：

$$\text{BCR 必要資本} = \alpha \left[\sum_{i=1}^4 a_i TL_i + \sum_{i=1}^4 b_i TNL_i + \sum_{i=1}^4 c_i NT_i + \sum_{i=1}^3 d_i A_i \right] + \sum_{i=1}^n NI_i$$

ここでは、

- α （アルファ）は全体的な BCR 水準を決定するスカラー（当初は 100% に設定されている）である。⁵
- a_i 、 b_i 、 c_i 、および d_i は、エクスポージャーに適用されるファクターを表す。
- TL_i 、 TNL_i 、 NT_i および A_i は（セクション 3.3 のとおり）エクスポージャーを表す。
- NI は、例えばバーゼル銀行監督委員会（BCBS）により設定されたバーゼル合意要件といった、非保険業務のためのセクター別のルールで規定されるチャージを反映する。

17. 大部分において、現在推計⁶は、（プルデンシャルマージンを除く）保険負債のリスクエクスポージャーの尺度となる測定値である。資産の評価については、関係する各管轄

⁴ 4 つ目の金融以外の主要な活動の構成要素は、さらなるフィールドテスト分析作業に基づいて追加されるだろう。パラグラフ 41 を参照。

⁵ BCR の校正の水準は、機密報告の期間の改良作業および HLA の要件に従ってさらに修正される可能性がある。

⁶ ICP14.8 では、「現在推計は、バイアスのない最新の計算基礎を用いて、保険債務を履行する際に生じる全ての関連する将来キャッシュ・フローの期待現在価値を反映する。」と定めている。他の文脈では、「現在推計」は、「最良推計(best estimate)」と呼ばれる可能性がある。量の「最良推計」は、原則、意図的な過大評価も過小評価もしない量の推計である。最良推計は、その利用目的に照らして決定される必要がある。すなわち、それが利用される目的が明確かつ適切に反映される必要がある。

区域において一般に認められた会計原則 (GAAP) が使用され、それを使用する際には、比較可能性を向上するための様々な調整（例えば、投資資産については、評価の基礎として公正価値測定が使用される）が行われるだろう。フィールドテストは、求められる計量単位の水準に情報を与えるだろう。また、全てのグループ業務からのリスクが考慮されることを確保するために、非伝統的非保険 (NTNI) リスクも取扱われる。

18. 市場調整型評価アプローチは、当初、BCR に最初に適用されることになる評価アプローチである。⁷これは、IAIS が ICS のための評価アプローチを開発するのに伴い、再検討されるだろう。このアプローチの下では、G-SII は、IFRS 準拠のものであれ GAAP 準拠のものであれ、監査済みの、連結の、かつ全般的な目的のバランスシートで報告された金額から開始する。

2.2.3 資本リソース

19. 資本リソースは全ての金融活動について連結ベースで決定される。⁸BCR 適格資本リソースは、中核的資本か追加的資本のどちらかに分類される。

2.2.4 分散の取り扱い

20. BCR における分散の扱いは、特に生命保険事業および非生命保険事業が同等の規模でありうる複合的 G-SIIs の文脈において調査されてきた。ICS における主要なリスク因子の間での分散の影響を反映することが適切であるだろうが、BCR の計算式においてそれをはっきりと行うことの技術的な複雑さは、そのシンプルな設計とは釣り合わない。⁹簡明なアプローチとして、BCR の較正の水準が、一定程度の分散を暗示的に説明する。¹⁰

2.2.5 資産と負債のマッチング (ALM)

21. 資産と負債のマッチング (ALM) は、特に生命保険において、主要なリスク分類であるものの、BCR の開発のために与えられたタイムフレーム内での実務上の困難性が、これらのリスク分類に対応するにあたり具体的な課題を生じさせた。フィールドテストのデータの分析の後、IAIS は、BCR の計算式のシンプルな設計を踏まえて、計算式にこれらのファクターをはっきりと含むことは適切でないと決定した。簡明なアプローチとして、BCR の較正の水準が、ALM ファクターの不在を暗示的に説明する。¹¹

⁷ このアプローチの詳細についてはセクション 5 を参照。

⁸ 金融以外の活動の取り扱いについての詳細はセクション 3.4 を参照。

⁹ 分散の明確な扱いは、ICS の開発においてさらに調査されるだろう。

¹⁰ セクション 3.3 に列挙された要素は、分散を踏まえて決定されている。これは、G-SII の会社のグループに期待される分散の恩恵を暗示的に認める。BCR の過度に単純化された性質のため、BCR において分散を暗示的に認めることは、異なる水準の分散を持つ G-SIIs の間の差別化を認めることにはならない。

¹¹ ALM の明示的な扱いは ICS の開発においてさらに調査されるだろう。

2.3 較正水準

22. フィールドテストの一番の焦点は、G-SII_s に対して BCR がもたらしうる影響について調査することであった。しかしながら、追加的な IAIG_s がフィールドテストに参加し、BCR の開発に貢献する有意義な情報を提供した。監督上の介入に関する閾値の上限と下限（例えば、一般的には、規定された資本要件（PCR）と最低資本要件（MCR）との間）の間で BCR を設定することにより、通常の事業環境であれば、不履行が頻繁に起こることは想定されない。フィールドテストでは、任意参加者の報告された PCR と比較して、BCR 水準を分析した。G-SII_s では、BCR 水準の平均は、アルファ・スカラーを 100%とした場合、報告される PCR の 75%である。検討された全任意参加者では、アルファ・スカラーを 100%とした場合、BCR 水準の平均は、報告された PCR の 67%である。

23. フィールドテストでは、任意参加者の資本リソースの総額との比較においても、提案されている BCR レベルについての分析を行った。

24. G-SII_s である任意参加者では、報告された適格資本リソースの総額は、BCR の 380%に相当し、中核的な適格資本リソースは BCR の 332%に相当する。¹²検討された全任意参加者では、報告された適格資本リソースは、BCR の 427%に相当し、中核的な適格資本リソースは BCR の 384%に相当する。

¹² これらのカバー比率は BCR 単独に基づく。パラグラフ 3 で示された通り、G-SII_s は BCR+HLA の連結の資本要件の対象となるだろう。

2.4 次なるステップ

25. BCR の施行、ならびに、HLA および ICS に関連する国際基準の開発の、主要な予定は以下のとおりである：

予定される時期	主要な予定
2014 年 11 月	G20 首脳により BCR 案が承認される見込み
2014 年 12 月	ICS に関する初回の協議文書の公表
2015 年以降	BCR の再検討および改良を目的とした IAIS による参照を伴う、グループ全体の監督者に対する BCR に関する機密報告
2015 年 2 月	ICS に関する協議文書への意見締切
2015 年 3 月から 9 月	ICS を含む HLA および ComFrame のフィールドテスト
2015 年 11 月	HLA 案の完成および G20 による承認
2016 年 3 月から 9 月	ICS を含む、ComFrame のさらなるフィールドテスト
2016 年 12 月	フィールドテストを通じたさらなる改良を条件として、ICS に合意
2017 年および 2018 年	フィールドテストを通じた、ICS を含む ComFrame のさらなる改良
2018 年後半	ICS を含む ComFrame の IAIS による採択
2019 年以降	ICS を含む ComFrame の施行開始
2019 年以降	当初は BCR を基礎として、その後は ICS を基礎として、G-SIIs に対する HLA の適用を開始

3 BCR アプローチ

26. BCR は、連結されたグループ全体の資本要件であり、HLA の比較可能な基礎である。BCR は、直接的および間接的の両方で G-SIIs に影響を与える、主要なリスク分類をカバーする。BCR は、オンバランスおよびオフバランスの伝統的および非伝統的な保険エクスポージャーだけでなく、銀行および他の非金融事業を含む非保険事業も計算に入れる。
27. 主要な負債と資産のリスクが BCR によってカバーされる。長期負債および短期負債の区別が認識される。BCR の設計の焦点は、保障される偶発の事故に直接付随するリスク、および G-SIIs にとっての他のリスク源に当てられる。一部の事業リスクは、(ICS のような) 包括的な枠組みでは必要であるものの、明示的には考慮されていない。オペレーショナル・リスクおよび流動性リスクのような他のリスク分野を明示的に統合する点については、ICS の開発において今後の検討を必要とするであろうが、その作業は大体において、セクション 3.4 および Annex E で説明される選択された NI (非保険) 業務を除き、BCR の範囲を超えている。保険の構成要素はセクション 3.3 で詳細に記載されている。非保険業務はセクション 3.4 で取扱われている。

3.1 BCR の適用

28. BCR は、G-SIIs のみに適用され、提案されている HLA 要件の適用に際して比較可能な基礎として機能する。IAIS は、BCR が G-SIIs でない国際的に活動する保険グループ (IAIGs) には適用されないことを決定した。
29. BCR が当初はグループ全体の監督者に対して機密扱いで報告されるが、必要な場合には改良を目的として IAIS が参照する。
30. FSB の取組みと歩調を合わせ、IAIS は、2016 年までによりリスク感応的な、リスクベースの ICS を開発することとしており、それは、ComFrame の一部として取り込まれて、全ての IAIGs に適用される予定である。ICS は、開発および施行されると、G-SIIs に向けた HLA の計算の基礎となる予定である。BCR の将来的な役割は、ICS の開発および改良を受けて見直される予定である。

3.2 必要資本

31. BCR の必要資本は以下である：

$$BCR \text{ の必要資本} = \alpha \left[\sum_{i=1}^n a_i TL_i + \sum_{i=1}^n b_i TNL_i + \sum_{i=1}^n c_i NT_i + \sum_{i=1}^n d_i A_i \right] + \sum_{i=1}^n NI_i$$

ここでは：

- α （アルファ）は、全体的な BCR 水準を調整するためのスカラー（当初は 100% に設定されている）である。¹³
- a_i 、 b_i 、 c_i 、および d_i は、エクスポージャーに適用されるファクターを表す。
- TL_i 、 TNL_i 、 NT_i および A_i は（セクション 3.3 のとおり）エクスポージャーを表す。
- NI は、例えば BCBS により設定されたバーゼル合意要件といった、非保険業務用のセクター別のルールで規定されるチャージを反映する。

¹³ BCR の較正水準は、機密報告の期間の改良作業および HLA 要件に従ってさらに修正される可能性がある。

3.3 保険

32. IAIS は、既存の規制要件に基づく監督上の判断とフィールドテストのデータからの派生事項の組合せに基づいて、リスクエクスポージャーのセグメント、ファクター、および尺度となる測定値を決定した。派生事項に関する更なる情報は Annex E で記述されている。

BCR セグメント	リスクエクスポージャーの尺度となる測定値	ファクター	ファクターの値
伝統的生命保険 (TL)			
保障性—生命保障	正味危険保険金額	a1	0.06%
配当付き商品 ¹⁴	正味現在推計	a2	0.6%
年金	正味現在推計	a3	1.2%
他の生命保険	正味現在推計	a4	0.6%
伝統的損害保険 (TNL)			
財産保険	保険料	b1	6.3%
自動車保険	正味現在推計	b2	6.3%
傷害保険	正味現在推計	b3	11.3%
他の損害保険	正味現在推計	b4	7.5%
非伝統的保険 (NT)			
変額年金	想定元本	c1	1.2%
モーゲージ保険	保有リスク額	c2	4.0%
GICS&合成 GICS	想定元本	c3	1.1%
他の非伝統的保険 ¹⁵	正味現在推計	c4	1.3%
資産 (A)			
与信—投資適格	公正価値	d1	0.7%
与信—投資非適格	公正価値	d2	1.8%
株式、不動産および現物の投資資産	公正価値	d3	8.4%

33. 上の表の「正味現在推計」への全ての言及は出再された再保険の純量である。

34. 保険料の測定値は、財物損害、非比例財産および災害再保険に関する純保険料の関数である。さらなる詳細は Annex E で提示される。

35. 銀行セクターと保険セクターの間の規制上の裁定の機会をモニターすることは、とりわけ、銀行業務のための BCR に BCBS の要件が組み込まれたことから、重要である。しかしながら、差異の分析は、引き続きハイレベルである必要がある。BCR には、リス

¹⁴ IAIS は、一部の配当付き契約が相当のない事業よりも低いリスク・プロファイルを持つことを認識している。これは、より低いファクターで考慮される。しかし、異なるリスク・プロファイルの多くの商品が配当付き商品のセグメントに包含された。IAIS は、相対的なリスク・プロファイルをより正確に評価するために、2015 年から 2018 年の機密報告の期間に配当付き商品の定義の粒度の向上が可能であるかを評価するだろう。

¹⁵ IAIS は、「他の非伝統的保険」のファクターが、正味現在推計値の損害保険のリスクの測定値に適用された場合、同様に正味現在推計を測定値に用いる「他の伝統的損害保険」のファクターよりも低いチャージを発生させることを認識する。これは、他の非伝統的カテゴリーにおける生命保険のデータの優勢性および他の非伝統的カテゴリーにおける損害保険データの限定的な数量のためである。現在の G-SIIs の大多数は主に生命保険事業に従事する。さらに、BCR 単独でのファクターはシステミック・リスクを説明しない。HLA の開発の一環としてのさらなる分析は、リスクエクスポージャーの尺度となる測定値、HLA の上昇の対象となるべき事業の種類、および/またはリスク・ファクターの値の改良につながる可能性がある。

ク寄与度に応じた、資産および保険負債の双方に対する資本チャージが含まれる。バーゼルの枠組みは、基本的に、資産への資本チャージに基づいており、負債への資本チャージではない。そのため、2つの資産へのチャージを直接比較することには意味がない。しかしながら、2015年から2018年の機密報告の期間に、IAISは全体的な影響が比較可能かどうかモニターする予定である。

3.4 非保険

36. 非保険業務は、その性質に従って、およびあらゆる関係する国際的な資本基準を考慮して取扱われる。

37. BCR 必要資本の NI（非保険）の要素は、以下となる予定である：

NI 資本要素

$$\begin{aligned} &= \sum_{i=1} \text{規制対象銀行の要件 } i \\ &+ \sum_{i=1} x * \text{非規制対象銀行の要件 } i \\ &+ \sum_{i=1} \text{証券および他の要件 } i \end{aligned}$$

ここでは、適切な事業体数により総和が計算される。

38. 規制対象の銀行業務については、バーゼルⅢのレバレッジ比率が適用される。

39. 規制対象外の銀行業務については、規制対象の銀行の業務の取扱いと整合的な取扱いを維持するために、バーゼルⅢのレバレッジ比率が同様に適用されるだろう。その資本要件は、(上述の定式のスカラーxを調整することで) 保険関連のBCRの全体的な較正水準に従って拡大されうる。当初は、スカラーxは100%に設定される。

40. 一部の証券業務¹⁶のような、銀行規制または保険規制のどちらの対象にもならない金融業務については、そのようなノンバンク、非保険（NBNI）の金融業務のための既存の国際的な資本要件を合算することでBCRに組み込まれる。特に、第三者の資産運用は多くのG-SIIsにとって重要な活動である。そのような事業は、オペレーショナル・リスクを含むリスクを発生し、IAISはそのような活動への資本チャージをBCRに含む

¹⁶ 一部の証券業務は、銀行または保険の規制の範囲内となる。これらは、本パラグラフに含めることは意図していない。IAISは、そのような業務は保険関連のBCRの個別のセクターの要件を考慮することで、既にカバーされていると想定している。今後のBCR分析およびオフバランスシートの証券業務を組込むための最適な方法の較正において、追加的な考慮がなされる可能性がある。

ことにしている。FSB は、特定手法が完成および公表され次第、IOSCO および他の関連する基準設定主体と協力して、SIFI の政策枠組みの中で NBNI の SIFIs によってもたらされるシステミック・リスクに対応するために必要な漸進的な政策指針の開発を開始する予定である。それまでの間、IAIS はバーゼルⅡの資産運用活動のオペレーショナルリスクに対応するための標準的な指標を用いた手法を適用するだろう。¹⁷現在、これはそのような活動からの総収益の 12%だが、これは BCBS によって再検討されることが想定される。

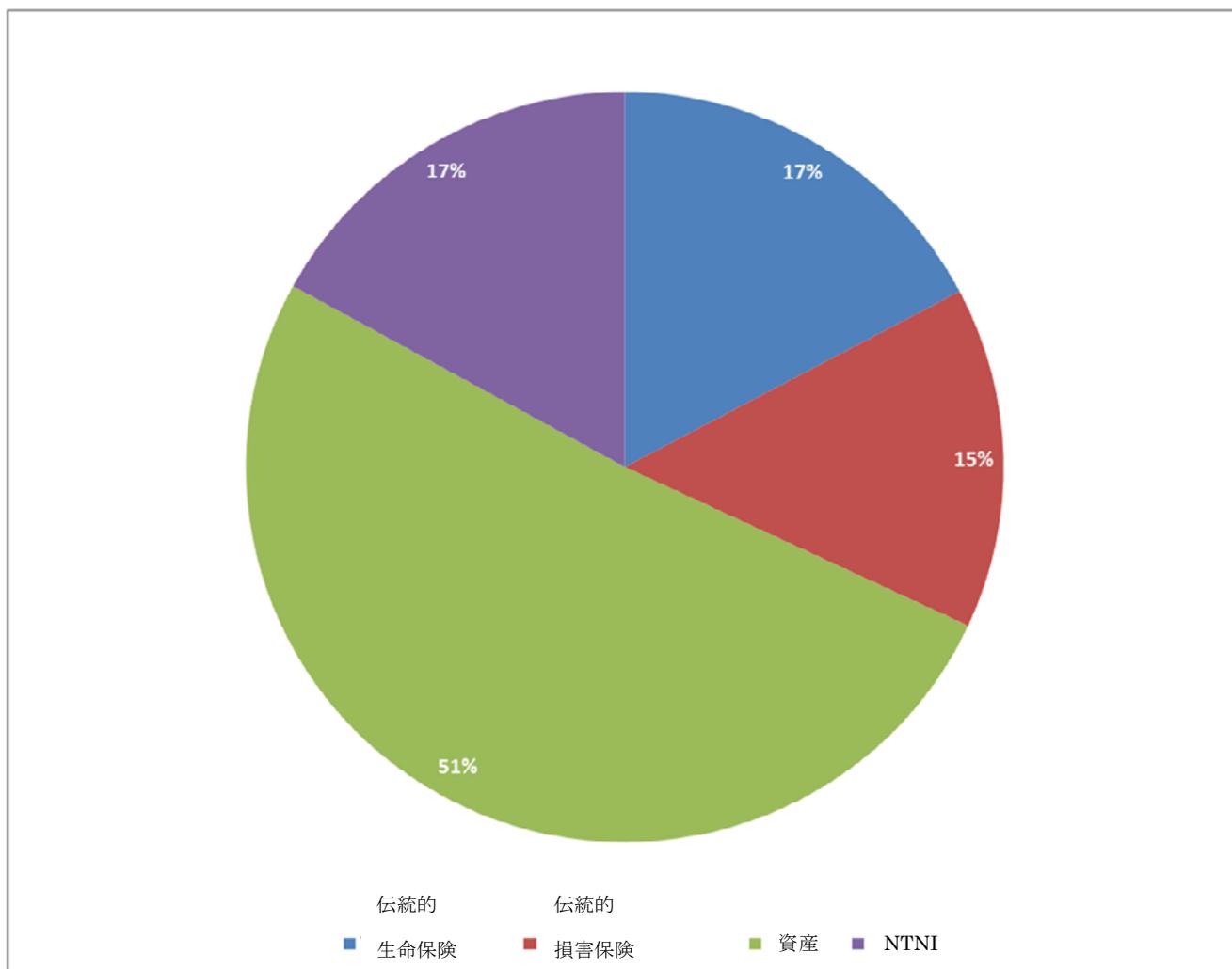
41. 非金融業務は、保険、規制対象の銀行業務、規制対象外の銀行業務または証券業務に従事していない非金融の事業体によって行われる業務である。非金融の事業体によって行われる業務は、FSB の定義によってシャドー・バンキングであると認められない限り、非金融業務であると見なされるだろう。¹⁸重要な非金融業務は、機密報告の期間内に開発されるであろう適切な資本要件の対象となるだろう。重要でない非金融業務は BCR の下でリスクのチャージを受けず、資本リソースから除外されるだろう。このアプローチは BCR のシンプルで簡明なアプローチと整合的である。非金融業務のよりリスク感応的な取扱いを用いる可能性は、ICS の開発の際に改訂されるだろう。

¹⁷ バーゼルⅡ全体版のパラグラフ 654 (<http://www.bis.org/pub/bcbs128.pdf>)。

¹⁸ 例えば、デリバティブ・ポートフォリオを有する自動車を製造する事業体は、その活動を非金融活動とみなすだろう。

3.5 指標上 (indicative) の資本配分

42. G-SIIs から提供されたデータにより、上述のファクターは、BCR 構成要素に対して以下の通りの資本配分となった。



3.6 BCR 原則

43. BCR の定式は、2013 年 12 月に公表された原則を反映して開発され、Annex A に再度提示されている。例えば：

- 主要なリスク分類は、ハイレベルのリスクエクスポージャーの選択、および関連するセグメントの選択の双方を通じて反映されている。
- 十分な比較可能性のための選択肢が、フィールドテストを実施する中で探求され、十分な比較可能性を提供するために、負債の現在推計の利用および GAAP バランスシートへの調整が選択された。
- ストレスへの弾力性は、フィールドテストの実施からは静的情報だけしか得られないため、現段階では評価が困難である。2015 年のフィールドテストおよび BCR の機密報告からの情報を用いて、さらなる調査が行われる。
- BCR の設計は、評価されているリスクの複雑性と比べて、比較的、簡素化されている。
- BCR の構造およびその適用可能性は、対象とする保険グループの集団である G-SIIs に対して統合的に見える。
- BCR の透明性は、様々な管轄区域で現在公表されているデータの違いに影響され、そのため、報告の機密扱い期間の終了後に、全ての G-SIIs が BCR の計算結果の具体的な構成要素を公表するよう要求されたならば、透明性は、向上されるであろう。

4 適格資本リソース

44. 資本リソースは、Annex D で定義される通り、全ての金融活動について連結ベースで決定される。¹⁹
45. BCR は適格資本リソースを中核的または追加的のどちらかとして定義する。
46. G-SIIs の中核的資本は、適格金融商品ならびに、金融商品以外の資本要素であって、財務力に貢献し、継続企業ベースおよび清算ベースのいずれにおいても損失を吸収し、さらにそうでない場合は G-SIIs がストレス下にある場合に存続に貢献するもので構成される。
47. G-SIIs の追加的資本は、適格金融商品および、金融商品以外の、清算の際に契約者を保護する資本要素で構成される。追加的資本とみなされる資本商品の主要な特性は、優先権および、解散の際の損失を吸収するための入手可能性である。

4.1 BCR 比率

48. 保険グループの BCR の状態は、その BCR 比率によって捕捉される：

$$\text{BCR 比率} = (\text{BCR のための}) \text{ 適格資本リソースの合計} / (\text{BCR のための}) \text{ 必要資本}$$

資本組成限度：BCR 比率においては、適格な追加的資本は (BCR のための) 必要資本の 50% を超過することができない。²⁰

4.2 G-SII の資本リソース

49. フィールドテストの間に G-SIIs から収集されたデータは、資本リソースの多くが、追加的ではなく、中核的資本に分類されることを示している。平均で、G-SII の GAAP の資本リソースの約 83% が中核的資本に分類されている。

¹⁹ 非金融活動の取扱いの詳細についてはセクション 3.4 を参照。

²⁰ この限度は、HLA が開発され次第、再検討されるだろう。

5 市場調整型評価アプローチ (Market Adjusted Valuation Approach)

50. BCR 原則 2 「管轄区域間での結果の比較可能性」を満たすため、BCR の定式に代入される値は、比較可能なものである必要がある。G-SII のバランスシートは、BCR の定式における多くのファクターに関する、基礎的なエクスポージャーを提供する。加えて、バランスシートは、資本リソース算定の基礎を提供する。資本要件と資本リソースの両方が、比較可能である必要がある。したがって、比較可能な評価を出発点とすることは必須である。

5.1 評価原則

51. 市場調整型評価アプローチは、まずは BCR のために採用されることになる評価アプローチである。本アプローチは、IAIS が ICS のための評価アプローチを開発する際に、見直されることになる。本アプローチにおいて、G-SII は、IFRS と GAAP のどちらに基づいて報告されるかに関係なく、監査済みの一般目的連結バランスシート上で報告された金額からスタートする。

52. G-SIIs は、全てのバランスシート項目について、市場ベースの方法で再評価することまでは求められない。G-SIIs は、バランスシートの主要な項目について調整を行うよう求められる。具体的には以下のとおり：

- a. 保険負債および再保険勘定は、Annex C の仕様書に基づき調整されることになる。
- b. デリバティブおよびなされた担保／融資²¹を含む、金融商品の資産と負債は、G-SIIs に適用される報告もしくは開示目的に関する IFRS または GAAP 基準に基づき算定される、公正価値に調整されることになる。

53. 保険負債および金融商品以外の資産・負債の評価は、監査済みの一般目的連結財務諸表の場合と同様に、IFRS または GAAP の評価に基づく。

54. フィールドテストで収集されたデータにより、保険負債に関する IFRS または GAAP 評価と市場調整型評価との間の主な違いが、資本リソースの現在推計を超えるマージン (MOCE) の認識から生じていることは明白である。このマージンを負債から除外することで、中核的適格資本リソースおよび総適格資本リソースが大きく増加した。この MOCE の取り扱い、G-SIIs の間での HLA の比較可能な基盤として機能するという BCR の目的を達成するために採用されるだろう。取り扱いは ICS の開発の際にさらに調査されるだろう。

²¹ この文脈において、なされた担保／融資とは、G-SII により、投資されたまたは原債権者として引き受けられた担保／融資を指す。

6 G-SIIs に対する影響

6.1 較正水準および資本リソース

55. BCR のフィールドテストの一番の焦点は、G-SIIs に対して BCR がもたらしうる影響について調査することであった。しかしながら、追加的な IAIGs がフィールドテストに参加し、BCR の開発に貢献する有意義な情報を提供した。監督上の介入に関する閾値の上限と下限（例えば、一般的には、PCR と MCR との間）の間で BCR を設定することにより、通常の事業環境であれば、不履行が頻繁に起こることは想定されない。フィールドテストでは、任意参加者の報告された PCR と比較して、BCR 水準を分析した。G-SIIs では、BCR 水準の平均は、アルファ・スカラーを 100%とした場合、報告される PCR の 75%である。検討された全任意参加者では、アルファ・スカラーを 100%とした場合、BCR 水準の平均は、報告された PCR の 67%である。
56. フィールドテストでは、任意参加者の報告された資本リソースの総額との比較においても、BCR レベルについての分析を行った。
57. G-SIIs である任意参加者では、報告された適格資本リソースの総額は、BCR の 380%に相当し、中核的な適格資本リソースは BCR の 332%に相当する。全任意参加者では、報告された適格資本リソースは、BCR の 427%に相当し、中核的な適格資本リソースは BCR の 384%に相当する。

6.2 報告および適用可能性

58. BCR は当初はグループ全体の監督者に対して機密扱いで報告されるが、必要な場合には BCR の改良を目的として IAIS が参照する。IAIS は、収集した情報の機密性を保護するため、適切なガバナンスおよびセキュリティのプロトコルを維持することになる。IAIS は、BCR が目的にかなうものであるよう確保するため、長期にわたり BCR のファクターの適切性のレビューを行う。

6.3 BCR の施行

59. BCR は、FSB により承認、および G20 首脳会合で承認され次第、各管轄区域において関連する当局がその施行の責任を負うこととなる。

7 コミュニケーション計画および次のステップ

60. この BCR 文書は、2014 年 10 月の FSB による承認後に公表されることになる。
61. IAIS は、公衆への透明性を強化するために、2015 年のフィールドテストのデータ収集に用いられる文書を公表する予定である。2014 年のフィールドテストの追加的な集約された結果の要約もまた、透明性を強化するために公表される予定だが、個別の任意参加者を特定することができない方法をとる。HLA に関する協議ペーパーについては、2015 年に公表される予定である。本ペーパーは、BCR と HLA との提案されている関連性について、および、BCR と HLA の組合せが、2013 年 7 月に公表された G-SII の政策措置ペーパーに記された政策の目的にどのようにかなうかについて扱うことになる。
62. BCR、および関連するグローバル基準である HLA と ICS の開発に向けた主な重要事項は、以下のとおりである：

予定される時期	主要な予定
2014 年 11 月	G20 首脳により BCR 案が承認される見込み
2014 年 12 月	ICS に関する初回の協議文書の公表
2015 年以降	BCR の再検討および改良を目的とした IAIS による参照を伴う、グループ全体の監督者に対する BCR に関する機密報告
2015 年 2 月	ICS に関する協議文書への意見締切
2015 年 3 月から 9 月	ICS を含む HLA および ComFrame のフィールドテスト
2015 年 11 月	HLA 案の完成および G20 による承認
2016 年 3 月から 9 月	ICS を含む、ComFrame のさらなるフィールドテスト
2016 年 12 月	フィールドテストを通じたさらなる改良を条件として、ICS に合意
2017 年および 2018 年	フィールドテストを通じた、ICS を含む ComFrame のさらなる改良
2018 年後半	ICS を含む ComFrame の IAIS による採択
2019 年以降	ICS を含む ComFrame の施行開始
2019 年以降	当初は BCR を基礎として、その後は ICS を基礎として、G-SIIs に対する HLA の適用を開始

Annex A－BCR 原則

1. BCR の開発は、最初の BCR の協議文書で詳述された 6 つの主要な原則により導かれてきた。当該原則は、ハイレベルな枠組みを提供するものであり、それに基づき、アプローチおよび提案がレビューされる可能性がある。当該原則は以下のとおりである：

実質的原則：

2. BCR 原則 1－主要なリスク分類が反映されるべきである。 BCR は、資産および負債の両者によるリスクを含む主要な保険リスク、ならびに、非保険リスクを反映しなければならない。
3. BCR 原則 2－管轄区域を越えた結果の比較可能性。 結果は、管轄区域を越えて比較可能となるべきである。これは、歪み（評価プロセスに含まれる保守主義のレベルの違いから生じるものを含む）を最小限に抑える必要性を示唆している。適用または導入される可能性がある裁量のレベルは、管轄区域を越えておよび時間をかけて最小限に抑えられるべきである。
4. BCR 原則 3－ストレスに対する弾力性。 BCR は、様々な環境下（ストレスにさらされたマクロ環境を含む）で機能しかつ引続き有効となることが可能となるべきである。採用されたアプローチは、基礎的資本要件にとって適切である経験の主要な要因が及ぼす影響を反映するため、過去のデータおよび状況に対して検証可能となるべきである。

構造上の原則：

5. BCR 原則 4－簡素化された設計および表示。 BCR の設計は、実用的かつ実務的なものとなる必要がある。BCR の表示形式については、外部関係者との有意義なコミュニケーションに重点を置き、目的に適合するため結果に関しては十分精密である（granular）一方、ハイレベルに「簡素化され」かつ「直観的（intuitive）」なものとなるべきである。BCR は、重大な論点に重点を置き有効かつ強固な結果を達成する一方、最低限の数のパラメータおよびデータ要件を使用すべきである。
6. BCR 原則 5－内部整合性。 BCR の構造は、対象とする必要がある様々な保険事業体および非保険事業体に対して、時間をかけて、整合的なものとなる必要がありかつ適用可能となるべきである。
7. BCR 原則 6－透明性および公開データの利用を最適化する。 特に提供される最終結果

に関する透明性のレベルおよび公開データの利用は、最適化されるべきである。

Annex B—用語集

略語	意味
ALM	資産と負債のマッチング
BCBS	バーゼル銀行監督委員会（同様に、バーゼル委員会）
BCR	基礎的資本要件
BCR 比率	適格資本リソースを必要資本で割った比率
ComFrame	国際的に活動する保険グループの監督のための共通の枠組み
DTAs	繰延税金資産
DTLs	繰延税金負債
FSB	金融安定理事会
GAAP	一般に認められた会計原則
GICs	保証投資契約
G-SIIs	グローバルにシステム上重要な保険会社
G20	主要 20 か国のグループ
HLA	より高い損失吸収力
IAIGs	国際的に活動する保険グループ
IAIS	保険監督者国際機構
IASB	国際会計基準審議会
ICP	IAIS の保険コア・プリンシプル
ICS	リスクベースの国際保険資本基準
IFRS	国際財務報告基準
IOSCO	証券監督者国際機構
MCR	最低資本要件
MOCE	（BCR 目的での）現在推計を超えるマージン
NAAR	正味危険保険金額
NTNI	非伝統的保険および非保険（業務）
PCR	規定された資本要件
他の重要な用語	
適格資本リソース	BCR 目的で利用可能な適格資本リソースの金額
必要資本	BCR を充足するために要求される資本の金額

Annex C－保険負債および再保険回収可能額

セグメンテーション

1. 保険事業ラインへの保険負債の配分は、形式よりも本質（substance）の原則に従うべきである。これは、保険負債が、基礎となるリスクの性質を最も良く反映する保険事業ラインに配分されるべきことを意味する。セグメンテーションは、契約の法的形態（形式）よりも、契約の基礎となるリスクの性質（本質）に基づくべきである。
2. 本原則の適用は、認可または会計目的での保険契約の法的分類は、セグメンテーションのための判断規準ではないことを示唆している。
3. 評価および BCR の報告に用いられるべきセグメントは、Annex F に示される。

市場調整型評価アプローチ－現在推計の計算のための方法論

計算基礎

4. 現在推計は、現在価値を導き出すために適切な金利の期間構造を用いて割り引かれた、保険負債に付随する将来キャッシュフローの現在価値の確率加重平均に対応すべきである。このことは、再保険の回収可能額の計算にも等しく適用される。再保険の回収可能額は、保険負債の現在推計と整合的となるよう計算される必要がある。そのため、同一の計算基礎（assumptions）および投入値（inputs）が使用されるべきである。
5. 現在推計の計算は、最新かつ信用できる情報、ならびに現実的な計算基礎に基づく。黙示的または明示的のマーヅンは、現在推計の一部ではない。現在推計の算定は、包括的なものでなければならず、また、観察可能な投入データに関しては、客観性が要求される。
6. 将来キャッシュフローの不確実性が現在推計で捕捉されるべきである。将来キャッシュフローの不確実性は、多くの原因から生じうるが、具体的には、(1)保険事故のタイミング、頻度、および重大性；(2)保険金請求額および保険金支払いに必要な期間；(3)事業費の金額；(4)保険金支払額の算定に用いた指標の値／市場価格；(5)保険契約者の行動；および(6)経路依存性、である。計算は、現在推計がキャッシュフローの価値を配分する方法を示していることを確保するために、キャッシュフローの変動性を考慮すべきである。

7. 定義によれば、現在推計は、全ての考えられるシナリオをその個別の確率で加重した結果の平均である。しかしながら、現在推計が、保険負債の評価において、全ての考えられるシナリオを明示的に組み込むこと、または、全てのケースで明示的な確率分布を開発することは必要ではない、または、可能でさえもない場合がある。これは、主に、シナリオに影響を与えるリスクの種類、および、想定されるそれらの全体的な計算における財務的影響の重大性に左右される。
8. 保険負債を評価する際には、G-SII の自己の信用度を考慮する調整は、一切行われるべきではない。

キャッシュフローの見積り (projection)

9. キャッシュフローの見積りでは、予想される現実的な将来の人口統計上、法令上、医療上、技術上、社会上、または経済上の発展を反映すべきである。適切なインフレの仮定も、事業体がさらされる様々な種類のインフレ（例えば、消費者物価指数、医療費のインフレおよび給与のインフレ）を適切に認識した上で、キャッシュフローの見積りに組込まれるべきである。適切であれば、保険料調整条項も考慮が必要となる可能性がある。
10. 現在推計は、再保険および特別目的ビークルの回収可能額の総計で計算されるべきである。再保険または特別目的ビークルの回収可能額は、個別に計算され、資産として認識されるべきである。
11. 現在推計の計算に含まれるキャッシュフローには、少なくとも、以下を含むべきである：
 - 給付金および保険金支払
 - 発生する直接的および間接的な経費（網羅的ではない事例の一覧には：管理費；投資管理費用；将来の新契約費；保険金支払管理費用；および、処理費用が含まれる）
 - 受け取られる保険料（契約の境界線内で発生したものに限り）
 - 再保険および特別目的ビークル以外の、代位弁済および回収
 - 保険金支払のために必要な、他の支払い
12. 現在推計を算定する上で、G-SIIs は保険契約者に課される税金の支払を考慮すべきである。

保険負債の認識／認識の中止

13. 「契約の境界線」のセクションに記載された説明に矛盾することなく、例え、保険保障がまだ開始していなくとも、G-SIIs が当該契約を修正または解除する可能性がない契約の当時者になった時点で速やかに、負債が認識および評価されるべきである。
14. 当該契約にリンクする全ての可能性のある保険金が全て支払われた時点で、および、全ての将来キャッシュフローが確実にゼロになる時点で、保険契約の認識が中止されるべきである。

例

2014年3月1日に開始する、医療保障を提供するある契約を考える。当該契約は、保障の開始までは、契約条件の変更の可能性は一切ないものとして、2013年12月20日に引き受けられた。2013年12月31日に、当該契約はバランスシート上で認識されるべきである。

契約の境界線

15. 評価日に存在し、かつ、前のセクションに沿って認識された契約のみが考慮されるべきである。本条項は、保険負債の計算には、将来の保険契約（business）は一切考慮されるべきでないことを示唆する。
16. 将来の保険料を含む、契約に関連するあらゆる義務は、契約に属するものとする。しかしながら、以下の日を過ぎて存在しかつ認識される契約に関連する、将来保険料（およびそれに付随する保険金および費用）は、G-SII が、保険契約者に対して当該保険料の支払いを強制できる、および強制する意思があることを立証できない限り、保険負債において考慮されるべきではない：
 - G-SII が、当該契約に基づいて、契約を解除する、または、未払い保険料の受領を拒否する一方的な権利を取得する、将来の日
 - 保険または再保険事業者が、当該契約に基づいて、未払いの保険料または給付金を、保険料が完全にリスクを反映するような方法で改定する、一方的な権利を取得する、将来の日。
17. 団体契約については、類似のルールが適用される。保険料が、ポートフォリオのリスクを完全に反映する方法で、ポートフォリオ全体に対して一方的に改定される場合、上述の2番目の条件が団体契約に関して充足される。

例

平準保険料の終身保険契約を考える。保険契約の条件に従うと、G-SII は、いかなる保険料も受領を拒否できず、保険料は、契約期間を通じて、一定である。そのため、この契約での全ての（確率加重された）将来保険料は、関連する保険金および費用と共に、保険負債において考慮されるべきである。

例

2013年6月1日に開始する、保険料を月払いする、医療保険契約（医療費）を考える。各契約応答日での保険料の物価スライド制が可能であり、また、保険契約者は、最初の12ヶ月間は契約を解約する権利を持たない。2013年12月31日に、保険負債には、関連する保険金および費用と共に、6カ月の将来保険料（2014年の1月から6月）を含むべきである。

例

団体ベースで販売される、毎年更新可能な生命保障契約を考える。G-SII は、このポートフォリオを個別契約ベースで管理することはないが、当該ポートフォリオに起因するリスクを十分に反映するために、保険契約の応答日にポートフォリオ全体に関する保険料を自由に調整することができる。このケースでは、上のパラグラフ16に定義される条件が適用されると見なされる。現在推計の計算では、このような調整が可能な場合、関連する保険金および費用と共に、次期の将来の契約応答日を過ぎた保険料を一切含めるべきではない。

時間軸

18. 現在推計の計算に用いられる見積り軸は、評価日に存在する保険契約および再保険契約に関連する債務を履行するために必要となる、全てのキャッシュインフローおよびキャッシュアウトフローの存続期間全体を対象とすべきである。

データの質および計算基礎の設定

19. 現在推計の計算用のデータを選ぶ際に、G-SIIs は以下を考慮すべきである：
 - 正確性、完全性および適切性の規準に基づいた、様々なデータ一式についてのデータの質
 - データの収集、処理および適用において行われた、計算基礎の利用および設定
 - 定期的な更新の頻度および追加の更新の契機となる状況
20. 一部のケースでは、G-SII 自身の特定の種類の契約または保険金請求についての経験からは、当該契約または保険金請求の計算基礎の基礎となる、限定的または信頼できないデータしか入手できない可能性がある。G-SII 自身の経験についての過去のデータは、必要に応じて、他の情報源のデータで補充されるべきである。こ

これらの代替的な情報源には、特に以下かどうか検討した上で、それらがポートフォリオのリスクの性質により整合的であるように調整が行われるべきである：

- ポートフォリオの性質が、過去のデータの基礎として用いられた母集団のものと異なる（または、例えば逆選択などを理由に、異なることになる）
- 新たな傾向が生じる、または、経済上、人口統計上、および他の変動が、現行の保険契約から生じるキャッシュフローに影響する可能性があるなど、過去の傾向が継続しそうなない証拠が存在する、もしくは、
- 保険契約のポートフォリオへの、過去のデータの目的適合性に影響を与える可能性のある、保険引受手順および保険金支払請求管理手順のような項目に変更が生じている。

21. 現在推計を計算する際には、現在推計に影響を与えうる、データでは捕捉できない事象を考慮すべきである。

22. 例えば、インフレ率と金利の関係など、計算基礎間の整合性を考慮することが重要である。

考えられる方法論

23. 保険負債の計算は、一般に、評価モデルに基づいている。この場合には、それらのモデルは、包括的で、透明性があり、現在の、および信頼できるデータに基づき、また、適切な保険数理上および、統計上の方法を用いているべきである。評価モデルおよびそのパラメータは、客観的に観察できるデータに基づいて可能な限り較正されるべきである。

24. G-SIIs は、キャッシュフローに影響するリスクを適切に反映する現在推計の計算に、保険数理上および、統計上の技法を用いるべきである。これにはシミュレーション法、決定論的技法、および分析上の技法を含む可能性がある。プロポーショナリティ原則²²の適用の後に、（例えば、有配当契約または組込みオプションおよび保証に関する将来の裁量的な給付などの）より複雑なキャッシュフローの見積りの場合、シミュレーション技法がより堅固な評価結果につながる可能性がある。その他の場合は、決定論的および分析上の技法がより適切となる可能性がある。

様々な通貨で表される負債

²² プロポーショナリティ原則：G-SII が、特定の要素／規則を彼らの計算または評価において考慮することが、算出される数値の質、またはこの数字に関するリスクの評価を大幅に向上することなく、複雑性の重大な向上に結び付くと証明することができる場合、この要素または規則は無視または簡素化することができる。

25. 負債の割引は、特定の通貨に関連するイールドカーブを用いて行われる必要がある。様々な通貨から報告通貨への換算は、連結グループの報告用の管轄区域の GAAP に従って実行されるべきである。これは、通常、結果として、期末の通貨換算の直物相場での換算となる。

オプションおよび保証の評価

26. 保険契約には、最低投資収益の保証（死亡保障の一環として含む）、死亡率に関する最大チャージ、解約オプション、または、保障を減額するまたは延長するための保険契約者のオプションのような、組み込みオプションおよび保証を含むことが多い。これらのオプションおよび保証に関する期待キャッシュフローは、現在推計を算定するためのキャッシュフローに含まれるべきである。期待キャッシュフローは、保険契約者の想定される行動を反映すべきである。オプションおよび保証の時間価値の計算については、付保されたリスクに関連する全ての支払い、特に利益配当が考慮されなければならない。
27. 理想的には、オプションおよび保証は、確率論的アプローチを用いて評価されるべきである。しかしながら、当初の報告目的上、および重要性評価を条件として、簡素化された決定論的アプローチも用いることが可能である。

保険契約者の行動

28. 期待キャッシュフローは、特に、保険契約者が自身が将来受け取る給付金の金額、タイミング、もしくは性質を変更する行動を起こすことを認めるオプションまたは保証がある場合には、保険契約者の想定される行動を反映すべきである。長期契約の場合は、保険契約者が利用できるオプションには、契約、保証された生前給付、保証された所得給付、または他のあらゆる契約上のオプションの終了を含みうる。
29. 保険契約者が契約上のオプションを行使する可能性は、特に以下を勘案して、考慮すべきである：
- 保険契約者の過去の行動
 - 具体的な状況において、オプションの行使が保険契約者にとってどれだけ利益となるか
 - 経済的条件
 - 過去の経営陣の行動

30. 失効および解約を含む、保険契約者が契約上のオプションを行使する可能性は、上で述べた要素についての適切かつ正当な仮定を成す、保険契約者の想定される行動の今後の見通しに基づくものとする。
31. 保険契約者の行動に関する仮定は、将来想定される行動を表すと見なされる限りにおいて、統計的および経験的な証拠に適切に基づくべきである。
32. 保険契約者の行動は、利便性および他の考慮事項に動かされており、純粋に財政上の私利私欲ではない（または、保険契約者の具体的な状況についての認識を欠いているために、G-SIIs にとっては、そのように見えてしまう可能性がある）。現実的な現在の想定には、少なくとも、観察された保険契約者の行動と整合的な、一部の保険契約者の行動または行動しないことを含むことになるであろう。
33. 保険契約者の行動に関する仮定は、投資収益の仮定と整合的である必要があり、また、一般に、金融市場の影響を受けないと考えられるべきではない。例えば、保険契約者の行動は、金利シナリオおよび付随する仮定に連動する可能性がある。
34. 理想的には、選択制または他の非対称性のキャッシュフローが現在推計に及ぼす影響の定量化は、あらゆるシナリオを考慮する確率論的方法を用いて行いうる。

将来給付の評価（裁量的 vs 非裁量的）

35. 非裁量的な将来の給付は全て、G-SII の契約上の義務、および現在推計に適用される経済シナリオまたは損失シナリオに従って、キャッシュフローの見積りに含まれるべきである。

例

増加保険金または保証利率については、現在推計では、負債の評価の基礎とされている、将来の予定死亡率経験値（**expected future experience**）および経済シナリオと整合的に支払が想定される金額を認識すべきである。例えば、参照する資産グループが、契約上の保証利率より多い金額を稼ぐことが期待され、また、裁量的な追加の保証利率が表明される場合、予想される裁量的保証利率が考慮されるべきである。この見積りは、当該契約のためのキャッシュフローの割引に用いられるイールドカーブと整合的にすべきである。

36. 裁量的な給付および保険契約者のオプションの行使は、通常、キャッシュフローの見積りに含まれるべきである。裁量の適用は、保険契約者の行動を引き起こす事が多く、そのため、保険契約に組み込まれたオプションおよび保証と併せて考慮

されなければならない。キャッシュフローの現在推計には、保険契約者の仮定される行動および他の評価の仮定と整合的な、裁量の行使の結果としてのキャッシュフローの価値を含むことになる。

経営陣の行動

37. 現在推計の計算では、G-SII の経営陣の将来の行動が、それらが適用される具体的な状況において、実行されることが合理的に期待できる場合、当該行動が考慮されうる。
38. 経営陣の行動は、客観的、現実的、および検証可能なものとするべきである。それらは、保険契約者に対する G-SII の義務、または、G-SII に適用される法規定に反することはできない。仮定される経営陣の将来の行動は、G-SII がその実務または戦略を変更するという十分な証拠がない限り、G-SII の現行の実務および事業戦略と整合的なものとするべきである。
39. 仮定される経営陣の将来の行動は、相互に整合的なものとする。経営陣の将来の行動についての仮定は、それらを導入するのに必要な時間、および、それらによって発生するあらゆる費用を考慮すべきである。

簡素化／近似値および適切な調整（プロポーショナルリティ原則の適用）

40. 既存のアプローチ（GAAP または経済評価）が、市場調整型の評価アプローチと、上で概説した評価原則の点で、合理的にほぼ近似する場合、これらの評価枠組みを出発点として用い、および調整を適用することは容認できる。
41. 考えられる調整には、経済価値の感応度を用いることにより、様々なイールドカーブを用いた割引いた価値と、市場調整後の価値を近付けることが、調整の1つとして考えられる。
42. 組込みオプションおよび保証を含まない保険事業（特に、損害保険に関する保険負債）については、確率論的アプローチを実行する必要は全くないであろう。その場合、市場調整後の価値を算定するための経営陣の最良推計に基づく GAAP 価値の調整は、GAAP に従って算定された保険負債に割引を適用することに限定される。

割引

43. 保険負債（および関連する再保険回収可能額）の現在推計は、IAIS が指定したイールドカーブを用いて計算される予定である。

IAIS が指定したイールドカーブ

44. IAIS が指定したイールドカーブを適用する主な目的は、比較可能性を向上させることである。そのため、BCR 用に選ばれる最初のアプローチは、現在推計を割引くための代替的な比較可能なアプローチの今後の進展を先取りする、保険負債の長期の性質をよりよく反映し、かつ、IAIS の基準の一部としても用いられる可能性のあるアプローチではない。それは、カーブの仕組みに加え、フィールドテストの目的で計算に用いられるあらゆるファクターの双方に適用される。
45. IAIS が指定したイールドカーブは、リスク調整された流動的な金利スワップまたは国債（後者がより流動的と考えられる場合）、および、投資適格の社債の指標を基礎とした一部の調整に基づいている。
46. フィールドテストの任意参加者に提供されたカーブは、スワップおよび国債についての、2013 年に終わる暦年の市場データに基づいており、ならびに、関連する投資適格の社債の指標を基礎とした調整に基づいている。完全な曲線を（調整の前に）導き出すために、スミス・ウィルソン法が用いられた。当該技法は、マクロ経済アプローチであり、直物（すなわち、ゼロクーポン）相場の曲線は、金融商品の観察価格に適している。フィールドテストにおいては、当該曲線は、30 年後は均一とした。
47. 調整：このフィールドテストの実施のために、調整は、3つの異なるバケット：(1) 通貨／管轄区域の同一性での調整、(2) 通貨同盟での調整、および、(3) 小規模の社債市場を有する市場での調整、にグループ分けされた。
48. 調整の基礎は、入手可能であれば、投資適格の社債、または、広範な市場インデックス（例えば信用が AAA から BBB に格付けされる流動債権のバスケット債）であった。
49. 当該調整は、固定パーセンテージの上方移行として計算され、また、（入手可能な場合）10 年の未調整レートに基づいている。²³ 実際の社債スプレッドの 40% が調

²³ 調整の基盤として 10 年のレートを用いる理由は、典型的であるためには、流動的かつ市場を主に代表する（すなわち、十分な数の債権をカバーする）社債の指標が必要だからである。

整に用いられた。24曲線に適用されたパーセンテージの調整は、その後、(10年物の)基本のリスク・フリー・レートに連動した。当該調整は、10年で計算された絶対的なスプレッドを上限に設定された。

$$\text{金利}_{\text{調整}} = \text{最小}(\text{基本のリスク・フリー・レート} + \frac{40\% \text{の時間スプレッド } \delta_{10}}{\text{基本のリスク・フリー・レート}_{10}}, \text{スプレッド } \delta_{10})$$

50. ユーロ圏のような通貨同盟の場合、国債および社債の双方のスプレッドが考慮された。当該調整では、国債と社債間の G-SII の資産の平均的な構成を考慮した。そのため、調整は以下のように計算される：

加重された国債×関連する国債のスプレッド+加重された社債×関連する社債のスプレッド

51. 多くの指標（例えば、指標がない、発行額が少ない、高品質の債券がほとんどない）から、当該社債市場での G-SIIs による多量の投資を可能としないことを示唆する市場の場合、調整が 50 ベーシスポイントとなる、単純な仮定が行われた。将来のフィールドテストの実施のために、各国の社債市場の発展度合に関してさらなる調査が実行される予定である。

52. IAIS は、多くの通貨／管轄区域用のイールドカーブを提供した。所定の通貨に比較可能性を確保するために、各任意参加会社は、IAIS により提供された、関連する曲線を用いるよう求められた。IAIS は 2015 年から 2018 年の量的フィールドテストの実施とあわせて、イールドカーブを公表する予定である。2019 年からは、他の公開手法が検討されるだろう。

一元的には提供されない曲線

53. IAIS は、全ての通貨および G-SIIs が事業運営する全ての国のためのイールドカーブを提供するつもりはない。その場合、G-SIIs は、上で定めたアプローチに沿って、上で提示した原則に準拠して曲線を導き出すよう要求される。

フィールドテスト目的でのリスク・フリーの期間構造を導き出すための方法

54. 一元的には提供されないイールドカーブについては、G-SIIs は、基本的なリスク・フリーのカーブを導き出す際に、以下の側面を考慮するように要求される：
- リスク・フリーの金利の期間構造は、評価日時点の市場データを基礎として算定されるべきである。

24 このスプレッドの調整は普遍的であり、適用される商品の間で区別が適用されることはない。例えば、いつでも違約金なしで解約することができる商品でさえも同じカーブが適用される。これは簡素化のために行われた。IAIS は、機密報告の期間に、長期保障商品を特に考慮しながら、イールドカーブの決定のアプローチを発展させる予定である。

- 関連データは、スワップまたは国債のいずれかとすべきであり、双方とも信用リスクで調整される。そのどちらも入手できない稀なケースでは、適切な信用リスク調整を条件に、スワップに類似した他の金融商品を用いることができる。
- リスク・フリー・レートがスワップを用いて導き出された場合、スワップレートに対して適切な(均一の)ベースポイントの調整が適用されるべきである。ソブリン債の信用リスクは、国債に関する CDS プレミアムを考察して測定されうる。しかしながら、特定の市況では、国債と CDS 価格の関係が弱含みとなりうるということが認識されている。
- レートは、信頼できる市場価値が入手できる金融商品に基づくべきである。これには、深度があり、流動的、かつ透明な市場を必要とする。
- 信用リスク評価が、十分に堅固な基礎を欠いている場合、調整は、USD に用いられた信用リスク調整に個々の金利の微分 (differential) を乗じることにより近似値を求めるべきである。
- 技術的仕様書で述べられたアプローチに沿って、補間が行われるべきである。しかしながら、観察地点のレート間の単一線形の補間も容認される。

資産ポートフォリオで複製できる債務の特別なケース

55. 保険債務に付随する将来キャッシュフローが、信頼できる市場価値が観察できる金融商品を用いて信頼性をもって複製できる場合、それらの将来キャッシュフローに付随する保険債務の価値は、それらの金融商品の市場価値に基づいて算定される。
56. 以下の場合、保険債務に付随するキャッシュフローが信頼性をもって複製できない：
- 保険契約者が、失効および解約を含め、契約上のオプションを行使できる
 - 債務が、死亡率、就業不能率、疾病率および罹患率に左右される
 - 保険債務に付随する費用が信頼性をもって複製できない。
57. 保険債務を評価するために用いられた金融商品は、深度があり、流動的かつ透明な (DLT) 市場で取引されなければならない。

その他の負債

58. 市場で調整された評価アプローチでは、負債は、G-SII の信用度における変動を考慮しない市場価値で反映されることになる。

Annex D — 適格資本リソース — ComFrame

1. BCR は適格資本リソースを中核的または追加的のどちらかとして定義する。
2. G-SIIs の中核的資本は、適格金融商品ならびに、金融商品以外の資本要素であって、財務力に貢献し、継続企業ベースおよび清算ベースのいずれにおいても損失を吸収し、さらにそうでない場合は G-SIIs がストレス下にある場合に存続に貢献するもので構成される。
3. G-SIIs の追加的資本は、適格金融商品および、金融商品以外の、清算の際に契約者を保護する資本要素で構成される。追加的資本とみなされる資本商品の主要な特性は、優先権および、解散の際の損失を吸収するための入手可能性である。
4. 適格資本リソースは以下を含む：

金融商品

5. 金融商品は、以下である場合に資本リソースに分類される：²⁵
 - 入手可能である
 - 権利上の負担のために毀損され、または無効化されていない
 - 破産または清算の際に、契約者の権利に劣後する。契約者の優先順位は、契約者の利益のために、G-SII または他の関連する事業体による保証または債権保全の合意によって害されてはならない
 - 例えば資本不足の状態を加速させるような形で分配を実施するなど、G-SII または他の関連する事業体の信用状態・財務状況に関係・関連する分配水準を有していない。
6. 金融商品は、以下である場合に中核的資本に分類される：
 - 固定された満期がない
 - 保有者による解約ができない
 - 発行後の最初の5年以内に償還することができない
 - 償還が関連する監督者のレビューまたは承認によることを要する
 - 全額支払い済みである
 - 債務不履行を引き起こしたり債務超過の引き金となったりするリスクが存在しない状況でも取り消すことができる、分配制度を持つ（例えば、配当または利払い）

²⁵ 金融商品が基準を満たすことを妨げる何らかの協定または関連する取引がある場合、入手可能性および優先権は阻害される可能性がある。

- 分配が取消可能であり、また非累積的である
 - 固定された返済費用（例えば、固定利払いおよび元本返済）を持たない
 - 費用、支払い請求および他の障害が生じず、また、契約者が支払いを強制する権利を含まない。
7. 金融商品が中核的資本としての分類基準を満たさないとき、それらは、以下の場合に追加的資本である可能性がある：
- 当初、最短でも5年の満期があり、満期が迫るにつれて限定的となる保険会社の保護が以下のいずれかで捉えられる場合：
 - 満期までの5年間の定額法で償却されている金融商品の名目元本
 - 資本要件の違反である場合、または、金融商品が返済もしくは償還された際に違反するであろう場合に、G-SII に対して返済または償還を中止させる要件が存在すること
 - 償還に関連する監督者のレビューまたは承認によることを要求する
 - 倒産、破産、解散または清算の場合を除き、契約者に対して、将来に予定された元金支払いまたは利払いの返済を促す権利を与えない。
8. G-SIIs は、その項目が、いかなる時にも G-SII の裁量で支払い済みの適格資本金額を増やす、法的拘束力のある義務を含む場合にのみ、支払い済みでない資本項目（例えば、未払いの優先株、未履行の劣後債務、信用状、保証）を追加的資本に含むことを許されるだろう。支払い済みでない資本項目は、BCR の 10%以下の量に制限されている。追加的資本と見なされる支払い済みでない資本項目は、監督上のレビューまたは承認の対象となる。

金融商品以外の要素

9. 金融商品以外の、中核的資本の要素は、例えば以下を含む可能性がある：
- 内部留保
 - 剰余金
 - 払込剰余金
 - 支払い済みの創業資金（例えば相互会社）
 - 利益配当のない取引（例えば相互会社）
 - 利益配当付きの契約者の持分または取引（例えば共同資本会社）
 - その他の包括利益累計額（AOCI）
 - 現在推計を超えるマージン（MOCE）／GAAP の自己資本に含まれる準備金または、他の方法で配分された自己資本

10. G-SII の完全に連結され規制される金融子会社によって第三者の投資家に対して発行された資本商品（少数株式保有）は、商品が中核的資本としてのすべての分類規準を満たすか、または超過する場合にのみ、G-SII の連結の中核的資本として計上される可能性がある。
11. G-SII の完全に連結され規制される金融子会社によって第三者の投資家に対して発行された資本商品は、商品が追加的資本としてのすべての分類規準を満たすか、または超過する場合にのみ、G-SII の連結の追加的資本として計上される可能性がある。

調整、除外および控除

12. 以下の項目は中核的資本から除外または控除される：²⁶
 - a) のれん
 - b) コンピュータ・ソフトウェア無形資産を含む、無形資産
 - c) G-SII の自身の使用および継続的な業務のために、簡単かつ即座にアクセスすることができない場合の、各正味の確定給付年金制度資産
 - d) G-SII の将来の収益性に依存する繰延税金資産（DTA）
 - e) 金融機関の間で直接的または間接的に締結された、G-SII の中核的資本基盤を人為的に向上する、相互持ち合い
 - f) 自己株式および自らの中核的資本金融商品への、直接投資
 - g) 不適格な再保険を構成するとみなされる取決めから生じた、再保険資産。すなわち、履行されておらず、かつ、法的拘束力を持つ契約ではないもの（再保険の保障の発効日からの6か月の猶予期間の対象となる）
 - h) 以下の合計を上回る、担保権付きの（負担付き）資産の総計
 - （負担付き）資産により保証される、G-SIIs のオン・バランスの負債額、プラス
 - （負担付き）資産により保証される負債に対する、G-SIIs の漸進的な監督上の資本要件額、プラス
 - 担保権付きの（負担付き）資産に対する、G-SIIs の漸進的な監督上の資本要件額バランスシートに負債を全く発生させないオフ・バランスの証券取引（例えば証券の貸出および借入、買戻しならびに逆レポ）に関する（負担付き）資産に対しては、控除は求められない。

13. 以下の項目は追加的資本から除外または控除される：

²⁶ 項目(a)から(d)は関連した DTL の正味の数量であるべきである。

- 金融機関の間で直接的または間接的に締結された、G-SII の中核的資本基盤を人為的に向上する、相互持ち合い
- 自らの追加的資本金融商品に対する直接投資

14. 以下の項目は、中核的資本から除外または控除されるものの、追加的資本に組み戻されるか、含まれる：

- 将来の収益性に依存する正味の DTA の実現可能価額
 - コンピュータ・ソフトウェア無形資産の実現可能価額
- いずれかの適格な DTLs の正味の、各年金制度資産の 50%

Annex E—BCR の定式および導出方法

本付属文書では、BCR の定式のさまざまな構成要素の成り立ちについて、説明を行う。また、本付属文書において、ALM や分散など、要素について明示的ではなく間接的な取扱いをする際の論理的根拠についても、解説している。

1. BCR 必要資本の定式は、セクション 3.2 で定められた通りである。

$$\text{BCR 必要資本} = \alpha \left[\sum_{i=1}^4 a_i TL_i + \sum_{i=1}^4 b_i TNL_i + \sum_{i=1}^4 c_i NT_i + \sum_{i=1}^3 d_i A_i \right] + \sum_{i=1}^n NI_i$$

保険の構成要素

2. 上記の定式において保険の構成要素に適用されるファクターを決定するプロセスは、基本的に 2 つのステップに分けて行われた。リスクエクスポージャーに関するファクター (a1、a2 から a3 まで) は、アルファ・スカラー (α) とは分けて導き出された。これにより、BCR 全体のレベルをどのように較正すべきかについてのより幅広い議論と、BCR のリスク・プロファイルを導き出すのに必要となる分析の分離が容易となった。
3. アルファ・スカラーは 100% に設定される。しかしながら、その決定は HLA の開発においてさらなる検討の対象となる。BCR のレベルを算定する上で、IAIS は、監督上の介入に関する閾値の上限と下限の間でレベルを設定しており、通常の事業環境であれば、不履行が頻繁に起こることは予想されない。本報告書のセクション 6 で記されている通り、G-SIIs については、提案されている BCR レベルの平均は、スカラー・パラメータ (アルファ) を 100% とした場合、報告される PCR の 75% であることが、データから示されている。

リスクエクスポージャーのファクター

4. リスクエクスポージャーのファクターは、さまざまな資産および負債のセグメントに関するリスクについて、尺度となる測定値の相対的リスク度を見積もることを目的とした、質問書に対する監督者の回答から導き出された。G-SIIs の多くが拠点を有する管轄区域の監督者、および G-SIIs が主要な事業を行っている管轄区域の監督者は、基礎となるリスクおよび G-SIIs についての知識および実務経験に基づき、適用される相対的リスク度の見積りを提供した。
5. このプロセスからは興味深い結果、つまり、ファクターのレベルが監督者間でも異なるにも関わらず、いくつかの見積り、とりわけ資産リスクに関する見積りに重大な違い

はあるが、異なるエクスポージャー測定値に割当てられる相対的リスク度は類似しているように見受けられるような状態が得られた。

6. 任意参加者から収集したエクスポージャーのデータに対して推定のファクターを適用して行われた、さらなる分析により、必要資本のレベルが異なるにもかかわらず、監督者からの一連の異なるファクターを用いた G-SIIs の必要資本の序列が、類似していることが明らかとなった。
7. 分析の間、考慮に入れられた主な測定基準 (metric) は以下のとおりである：
 - PCR レベルとの比較における BCR レベル²⁷
 - 中核的資本リソースの対 BCR 比率
8. 十分なデータを提供した G-SIIs に対しては、任意参加者が提供したデータと、監督者のファクターを用いて導き出した、リスクエクスポージャーに対する資本要件とを分割ごとに比較して示すことにより、全体的なリスク資本の配分が適切であるという安心感も付加的に提供した。
9. 監督者により提言されているリスクの補填に要する資本の相対性は類似しているが、較正レベルはさまざまに分かれるため、G-SIIs の多くが拠点をもつ管轄区域のパラメータを組み合わせたものに基づき、単一のパラメータが策定された。その後、監督上の介入に関する閾値の上限と下限の間（例えば、一般的には、PCR と MCR との間）で BCR を設定するという目的に整合して、較正が行われた。
10. 当該プロセスにより、セクション 3.3 で記されているファクターが導き出された。
11. ファクターの比較を行う際には、注意が払われるべきである。さまざま異なるエクスポージャーの測定値が使われており、異なる大きさのファクターが生み出されている。一例として、保障性事業の正味危険保険金額は、G-SII のエクスポージャーの総計に相当するため、多額となる。正味危険保険金額に適用されるファクターは、現在推計などの異なる測定値に適用されるファクターよりはるかに低いものとなる。
12. 同一のエクスポージャー測定値にファクターを適用する場合であっても、基礎となるリスクの性質が異なるため、ファクターを比較するにあたっては注意が払われる必要がある。一例として、生命保険・損害保険事業両方のエクスポージャー測定値として

²⁷ G-SII を有する管轄区域の全てが、グループ全体の PCR を定めているわけではない。しかしながら、グループ全体の PCR の対象とはならない G-SIIs に対しては、個別の保険会社レベルでの既存の要件に基づき、グループ全体の PCR を推測するため、補足ガイダンスが提供された。

現在推計が用いられる場合であっても、当該エクスポージャーに適用されるファクターは非常にさまざまである。

13. 一般的に、損害保険事業の現在推計は、起こる可能性が低い不測の出来事の発生に左右されるため、非保障性の生命保険事業の現在推計より小額になる。これは、一般的に将来保険契約者に対して支払われる資金の積立を行う、非保障性の生命保険事業とは対照的である。したがって、損害保険事業に適用されるファクターはより高いものとなるが、より小規模なエクスポージャーに対して適用される。

セグメントの選択—一般的なアプローチ

14. 15のBCRの保険セグメントは、フィールドテストの一環で報告されたサブセグメント全てを検討した上で、選定された。これにより、BCRの定式が、強固かつリスク感応的な資本測定値を提供するために十分に精緻なものとなる一方で、不必要な複雑性を回避するよう確保される。特に、BCRが適用されることになるG-SIIsの具体的なリスク・プロファイルが考慮された。フィールドテストの一環で、26のサブセグメント・レベルで、保険が捕捉された。これらサブセグメントの全ては、12のセグメントの内の1つに位置付けられた(Annex Fの表を参照いただきたい)。BCRの定式のために選定されたセグメントに分類する際、とりわけ以下を考慮した上で、広い意味で同種のグループへの事業の振分けについて監督者による判断が行われた：
 - 同じグループに分類された異なるリスクにとって、同一のエクスポージャー測定値が適切であるかどうか
 - 支払の規模および時期に関する不確実性の観点での類似点
 - 営利事業と非営利事業の相対的なリスク度
15. サブセグメントの当初の振分けの適切性について、フィールドテストの一環で提供されたデータを用いて検証を行った。とりわけ、特定の資本チャージが重要でないセグメントに振り分けられたり、逆に、複数の重要なサブセグメントについて混合のファクターを導き出す必要性が生まれたりすることのないようにする観点から、G-SIIsに関連するセグメントおよびサブセグメントの重要性について検討がなされた。
16. 全任意参加者から提供されたデータについても検討が行われたが、BCRがG-SIIsにのみ適用されることから、G-SIIsの具体的なリスク・プロファイルがより重視された。全体としては、セグメントへのサブセグメントの最終的な振分けは、当初の振分けと整合的なものとなったが、この検証の実施の結果、いくつかについては再び振分けがなされた。

17. IAIS は、さまざまな G-SIIs における事業の混合と概ね整合するセグメントを導き出すように試みた。

伝統的な生命保険のセグメント分け

18. G-SIIs 全てを総計で考慮する場合、現在推計の 90%は、保証のない預金口座(約 25%)、年金(約 10%) および利益配当付き商品(約 50%) の3つのサブセグメントに分けられる。これら3つのサブセグメントで示される現在推計の割合は、G-SIIs 間で、70%から 95%までの幅がある。フィールドテストに参加した全任意参加者については、3つのサブセグメント間での準備金の配分は、G-SII の集団とは異なっており、全体では、なお総計で現在推計の約 80%を占めている。この3つの主要なサブセグメントの内の2つ、年金および利益配当付き商品には、提案されている BCR に基づき、個別のファクターが割り当てられた。この3つの主要なサブセグメントの内の3つ目(保証のない預金口座)は、「その他の生命保険のセグメント」に振り分けられており、本セグメントの中でとりわけ最も重要な要素である。全てのセグメントは、全 G-SIIs 間で同様に主要である特定のサブセグメントと併せて、単一のサブセグメントが中心(エクスポージャー測定値の 80%以上)となっている。現在推計は、一部の事業種目—とりわけ保障事業にとっては、理想的なエクスポージャーの代替値ではない。

伝統的な生命保険事業に関するエクスポージャー測定値

19. 「伝統的な生命保険」の主なカテゴリーの活動の4つのセグメントに関して、リスクエクスポージャーの尺度となる測定値は以下の通りである：

- 利益配当付き商品、年金、その他の保険：IAIS 指定のイールドカーブを用いる、市場調整型評価アプローチで規定されている現在推計、つまり再保険回収可能額の純額。現在推計を選択する理由は、管轄区域間の比較可能性を向上させ、明確に指定されている共通のイールドカーブの使用を通じて透明性を最適化することである。現在推計は、出再のリスク軽減効果を可能にする再保険回収可能額の純額である。
- 保障事業：正味危険保険金額 (NAAR)、これは、保険金額が、保障事業のセグメント内での保有契約に対して保険グループが支払わなくてはならなくなる総額の最高額である場合、保険金額から現在推計を控除したもの、つまり再保険回収可能額の純額と同等。NAAR は、現在推計を上回る支払見込額と同額であり、したがって、相対的なリスク度の測定値を提供する。これは、管轄区域ごとに比較可能である。NAAR は、最も重要なサブセグメントである「保障—生命保険」にとって適切な尺度であるとみなされており、その他のサブセグメントにとっての尺度の適切性については、更なる議論が行われる。現在推計は、受領保険料により給付金や保険金の支払いを賄うというキャッシュフローにより導き出され、

マイナスとなってしまう可能性があるため、保障性事業セグメントにとって、現在推計は適切な尺度とはならない。現在価値から受領保険料を控除した算定額は、フィールドテストのデータからは入手不能である。

伝統的な損害保険のセグメント分け

20. 単一のサブセグメントが中心となるセグメントのパターンは、「損害保険その他」のセグメントを除いた損害保険についても同様である。G-SIIs の多くにとって、本セグメント内において最も重要なサブセグメントは、「事故、補償および医療」事業であるが、全ての場合に当てはまるわけではない。しかしながら、G-SIIs にとって、これは重要なセグメントではなく、より精緻なレベルへのセグメント分けは、結果として、非常に限定的な付加的なリスク感応度に関して、BCR の定式に過度なレベルの精度をもたらすことになる。
21. G-SIIs については、財産のセグメントは、財物損害が中心となっている。その他の財産のサブセグメント（非比例財産、事故補償および医療、自動車および災害再保険）はどれも、G-SII の集団にとっては比較的重要度が低い。
22. 傷害のセグメントについては、他の損害賠償のセグメントが中心となっており、非比例的な損害賠償事業の金額は取るに足らない額である。

損害保険事業に関するエクスポージャー測定値

23. 4つの損害保険セグメントの内の3つについては、リスクエクスポージャーの尺度となる測定値として、現在推計が用いられてきた。その大部分については、現在推計は、不利な法的・法令上の決定により重大な損害を受けかねないオープンな保険金に対するエクスポージャーに加えて、取引高についても合理的な指標となる。とりわけ、現在推計は、伝統的な傷害保険事業にとっての重要なリスクの分野である、長年にわたる潜在的な問題への蓄積したエクスポージャーについて示している。現在推計は保険料に比べると、損害保険事業におけるより直近の変化に対する感応度は低い。この点は、G-SIIs の場合、重大な懸念とはならないであろう。
24. 財産のセグメントについて、引受保険料の純額は、より良い尺度となる測定値を提供するものと特定されており、従って、BCR の財産のファクターを適用することは、この測定値に反するものである。この代替的なアプローチを取るのには、以下のようなきさまざまな理由による：
 - 伝統的な財産事業については、最も重要な不確実性の分野は、当該事業（例えば、大火災、テロ攻撃または暴風）に影響を及ぼす事象の発生する可能性に関連する。

合理的²⁸には会社により提供可能な、将来の事象に対するエクスポージャーの最良の指標は、取引高、および適切に価格設定された場合には、その相対的なリスク度の両方を反映するはずであるため、引受保険料の純額である。

- 財産事業のボラティリティは、しかしながら、その基礎にある、G-SII が請求に対して支払いを行う必要がある損害および保障される特定の危険に大きく依存する。例えば、純粋に、指名された巨大損失、または重大な基礎となる損失を上回る部分の損失にのみさらされる事業に起因する損失を補償するために引き受けられた事業の成果は、あらゆる損失を保障する基礎的な財産保険よりも、より予想不可能だろう。不確実性の様々な水準を反映し、BCR がリスク感応性の基本的な構造を尊重しながらリスク感応性の適切な水準を包含することを確保するために、財産事業のエクスポージャー測定値は、非比例的かつ大災害についての災害再保険が一般的に財物損害保険料よりも比例的により大きな水準のエクスポージャーを示すであろうことを認識する。保険料測定値の適用される定義は以下である；

保険料測定値 = 財物損害 + [10x (非比例的保険 + 災害再保険)]

- 以下の理由により、現在推計は適切な測定値ではない：
 - まだ発生していない事象について、根拠の薄い指標しか提供できない。
 - 以前の事象（例えば、保険金額の上限または保有レベルに既に到達している場合）に関するリスクについて、必ずしも優良な指標を提供するとは限らない。
 - BCR は大きな事象の発生後に著しく増大するため、BCR に不当なレベルのボラティリティをもたらすことになる。
 - 現在推計が、財産関連のリスクに対して迅速にエクスポージャーを調整するのに十分感応的とならず、基礎となるエクスポージャーの重大な変動と BCR にそれを反映することとの間で、大幅な時差が生じることについて、懸念がある。

非伝統的な保険のセグメント分け

25. 非伝統的な生命保険には、変額年金（その最低保証については別個の情報が入手された）、GICS、合成の GICS およびその他の非伝統的な生命保険、の4つのサブセグメントがある。IAIS は、非伝統的な事業のセグメント分けを大幅に削減することを意図してはおらず、従って、GICS および合成 GICS を、そのセグメント内に残っている変額年金と組み合わせただけに留めた。その他の非伝統的な生命保険事業は、その他の非伝統的な損害保険および商業信用保険・保証契約と併せて、包括的なその他の非伝統的な保険カテゴリーに合算された。

²⁸ ほぼ間違いなく、保険金額は、強化されたエクスポージャーの測定値を提供することになるが、それらデータの比較可能性は、引受保険料の純額に関するものに比べて、低くなる可能性が高い。

26. 自動車保険は、非伝統的、非生命保険事業の別のセグメントとして、維持される。

非伝統的保険事業についてのエクスポージャー測定値

変額年金－想定元本

27. 変額年金の想定元本は、各保険契約者ごとに契約上保証されている支払額の、評価日時点の現在価値に相当する。ヘッジを行う以前のこの事業における損失の主なリスクは、金利および株価の下落に関連している。想定元本は、確定的 (deterministic) で、管轄区域ごとの会計基準とは無関係であり、かつ常に正のエクスポージャーを生み出す。想定元本は、顧客リストの年数がたつにつれて変動し、主な契約条件の多く、特に、金利のロールアップ条項や株式市場の変動に対するラチェット条項の特性を捕捉する。現在推計の負債は、マイナスとなる可能性があり、会計制度ごとに異なり、一般的に確率論的技法を用いて算定され、かつファクターベースの資本要件にはうまく適合しないため、検討はされたが、エクスポージャーの基準値には選ばれなかった。「別個の会計価値」は、補償の価値を捕捉せず、かつファクターベースのアプローチにおいては、現在推計が上昇したとしても資本要件の引き下げにつながることになるため、検討はされたが、却下された。

モーゲージ保険－保有リスク額

28. モーゲージ保険の保有リスク額は、補償対象となるモーゲージ・ローンの未払元本を測定する。この事業における主なリスクは、住宅市場および一般家庭の信用度の低下による信用損失である。ローンの滞納および損失の重大性が想定したレベルを超過した場合、予期していなかった補償対象の損失が発生する。一般的に、管轄区域ごとの資本要件は、監督上の介入に関する資本比率の閾値に対するリスク最大値について規定している。一般的に、ローンが滞納されるまでは負債は生じないため、ファクターベースの資本要件のためのエクスポージャーの基準値として現在推計の負債を用いることは、時代に逆行する方法であり、予期せぬ損失の指標としては不適當である。

GICs－想定元本

29. 保証投資契約 (GIC) の想定元本は、G-SII が契約上保証している元本および利息支払いの現在価値に相当する。損失の主なリスクは、基礎となる投資における金利の低下および信用損失に関係する。非合成の GICs については、想定元本は現在推計に近い。一般的に現在推計は、良好な市場状況においては小さくなるが、参照ポートフォリオにおける未実現の市場および信用損失に感応的であるため、現在推計は、ファクターベースの枠組みにおいて予期せぬ損失を測定するためのエクスポージャーの基準値としては優良ではない。

その他の非伝統的事業—現在推計

30. その他の非伝統的な保険には、保証保険、取引信用保険（短期取引信用保険を除く）および政治リスク保険などの信用商品が含まれる。利用可能なデータが限られているため、現在推計は、初期のフィールドテストにおいて、エクスポージャーの尺度となる測定値として用いられてきた。想定元本は、補償対象となる未処理の取引高を捕捉しており、より BCR に適したものとなりうる。損失の主なリスクは、契約における参照債務者による不履行から生じる。モーゲージ保険と同様、一般的に損失は、信用事由が報じるまでは発生しない。想定元本の使用可能性については、さらなるフィールドテストの間に調査されることになる。

資産の区分

31. 資産に付随するリスクに関して、BCR は、与信—投資適格、与信—非投資適格、ならびに持分、不動産および与信以外の投資資産の3つの区分に較正されている。資産クラスを選択および検証のプロセスは、適切な保険セグメントの選択に適用されるプロセスと概ね整合的である。投資適格の資産クラス（保険契約者ローンを含む）は、想定通り、概ね社債と国債の整合的な組合せで構成される。非投資適格の資産については、セグメントは、主として、社債と、社債への更なるエクスポージャーを一部有する抵当貸付のサブセグメントにより説明される。持分、不動産および与信以外の投資資産の場合、セグメントは、伝統的な持分と他の投資資産で説明される残高のある不動産の組合せに大部分が帰属する。

資産に関するエクスポージャーの測定値

32. 与信—投資適格、与信—非投資適格、ならびに持分、不動産および与信以外の投資資産の3つの区分に関するリスクのエクスポージャーの尺度となる測定値は、公正価値である。公正価値を選んだ1つの理由は、GAAP 価値と対照的に、管轄区域間での比較可能性であり、もう1つの理由は、関連する公開データの最大限の活用により、透明性を最適化するものと定義されているためである。
33. 負債を裏付ける資産は、資産のリスクが完全に保険契約者に転嫁（例えば、ユニットリンク）されている場合、資産の分類には含まれていない。保証なしで、分離勘定で保持されているような、一部の生命保険商品に関しては、資産が具体的に特定できる。残余資産のリスクエクスポージャーがある、他の生命保険商品については、IAIS は、この資産除外提案の整合的な適用を確保するための機密報告に関する技術的なガイダンスを提供する予定である。

資産負債のマッチング (ALM)

34. 資産負債のマッチング（ALM）は、特に生命保険において、主要なリスク分類であるが、BCRの開発のために与えられたタイムフレーム内での実務上の困難性が、これらのリスク分類に対応するために、具体的な課題を生じさせた。フィールドテストのデータの分析の後に、IAISは定式の単純な設計を考えると、そのようなファクターを明示的にBCRの定式に含めるのは適切ではないと決定した。直接的なアプローチとして、BCRの較正の水準は、ALMファクターが欠落していることを非明示的に説明する。²⁹

分散

35. BCRにおける分散の取扱いは、特に、生命保険事業および損害保険事業が同規模になる可能性がある複合的なG-SIIsの状況において調査されてきた。ICSにおける主要なリスク因子間の分散の影響を反映することは適切となるであろうが、それをBCRの定式で明示的に行うことの専門的な複雑性は、その単純な設計とは不整合となる。³⁰ 直接的なアプローチとして、BCRの較正水準は、ある程度の分散を非明示的に説明する。³¹

²⁹ ALMの明示的な取扱いは、ICSの開発においてさらに調査されるだろう。

³⁰ 分散の明確な取扱いは、ICSの開発においてさらに調査されるだろう。

³¹ セクション3.3に列挙された要素は、分散に基づいて決定されている。これは、G-SIIの会社のグループに期待される分散の恩恵を暗示的に認める。BCRの過度に単純化された性質のため、BCRにおいて分散を暗示的に認めることは、異なる水準の分散を持つG-SIIsの間の差別化を認めることにはならない。

Annex F

マッピング表：フィールドテストのデータ収集のための BCR カテゴリー

BCR カテゴリー	BCR セグメント	データ収集
伝統的生命保険		
	保障	保障性－生命保険
	有配当商品	有配当商品
	年金保険	年金保険
	他の生命保険	保障－医療保険 保障－その他 保証または生存給付金のない預金 口座（保証のない変額年金保険を 含む） 他の伝統的保険
伝統的損害保険		
	財産	財産への損害保険 非比例財産保険、事故保険、保護 および健康保険、ならびに自動車 損害保険（財産への災害保険を含 む）
	自動車	自動車保険
	災害	その他の損害賠償保険 非比例損害賠償保険
	他の損害保険	事故、保護および健康保険 海上、飛行機および運送保険 （MAT 保険） 非比例 MAT 保険 他の伝統的保険－短期 他の伝統的保険－中期 他の伝統的保険－長期
非伝統的保険		
	変額年金	保証の価値
	抵当保険	抵当保険
	GICS および合成 GICS	保証付きの投資契約（GICs） 合成 GICs
	他の非伝統的保険	他の非伝統的保険

	保証契約を含む商業信用保険 他の非伝統的非生命保険
資産	
信用－投資適格格付け／ 投機的格付け	受取可能な／未払いの投資収入 固定金利の国債 固定金利の社債 固定金利の地方債 変動金利の国債 変動金利の社債変動金利の地方債 転換社債 抵当権付き住宅ローン 住宅以外の抵当権付きローン 他の（抵当権のない）ローン 保険契約者へのローン ³² 住宅用不動産担保証券 商業用不動産担保証券 保険連動型証券 他の構造型証券 再保険回収可能資産 他の再保険資産
持分、不動産および与信 以外の投資資産	株式 ヘッジファンド 未公開株式 （投資および自身の利用目的の） 不動産 インフラ 他の投資資産

³² 保険契約者へのローンは「信用－投資適格格付け」として扱われるだろう。